

集積回路配置図設計保護条例実施細則

(2001年9月18日国家知識産権局令第11号公布)

第一章 総則

第一条 主旨

集積回路配置図設計（以下「配置図設計」という）の専有権を保護し、集積回路技術の進歩と創造を促進するため、「集積回路配置図設計保護条例」（以下「条例」という）に基づき、本実施細則（以下「本細則」という）を制定する。

第二条 登記機構

条例にいう国务院知的財産権行政部門は、国家知識産権局をいう。

第三条 手続処理に必要な形式

条例及び本細則の規定する各種文書は、書面形式又は国家知識産権局の規定するその他の形式により処理されなければならない。

第四条 代理機構

中国の単位又は個人が国内において配置図設計の登記申請及びその他の配置図設計に関する事務処理を行うときは、専利代理機構に委託して処理を行うことができる。

中国に居所又は営業所を有さない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国において配置図設計の登記申請及びその他の配置図設計に関する事務処理を行うときは、国家知識産権局の指定する専利代理機構に委託して行わなければならない。

第五条 申請文書及び申請日の確定

国家知識産権局に配置図設計の登記を申請するときは、配置図設計登記申請表及び当該配置図設計の複製又は図面を提出しなければならない。配置図設計が申請日以前に既に商業利用に投じられている場合は、配置図設計を含む集積回路のサンプルをさらに提出しなければならない。

国家知識産権局が前項に定める配置図設計申請文書を受領した日を申請日とする。申請文書が郵送された場合は、郵送された際の消印日を申請日とする。

第六条 文書の言語

条例及び本細則の規定に基づき提出する各種文書には、中国語を使用しなければならない。国家が統一して規定している科学技術用語のあるときは、規範語句を採用しなければならない。外国人名、地名及び科学技術用語に統一した中国語の訳語がないときは、原文を明記しなければならない。

条例及び本細則の規定に基づき提出する各種証明書及び証明文書が外国語の場合、国家知識産権局が必要と認めるときは、当事者に指定の期限までに中国語の訳文の送付を求めることができる。期限を過ぎても送付されない場合は、当該証明書及び証明文書は提出されなかったものとみなす。

第七条 文書の提出と送達

国家知識産権局に郵送される各種文書は、郵送された際の消印日を提出日とする。消印日が不明確である場合は、当事者が証明を提出した場合を除き、国家知識産権局が文書を受領した日を提出日とする。

国家知識産権局の各種文書は、郵送、直接交付、又はその他の方式により当事者に送付される。当事者が専利代理機構に委託している場合は、文書は専利代理機構に送付される。専利代理機構に委託していない場合は、文書は申請表において指定される連絡人に送付される。

国家知識産権局の郵送する各種文書は、文書の発送の日より15日を経過した日をもって、当事者が文書を受領した日と推定される。国家知識産権局の規定により直接交付すべき文書は、交付の日をもって送達日とする。

文書の送付先住所が不明で、郵送できない場合は、公告の方式により当事者に送達することができる。公告の日より一ヶ月が経過した日をもって、当該文書を既に送達されたものとみなす。

第八条 期限の計算

条例及び本細則の規定する各種の期限の第一日目は、期限内に参入しない。期限を年単位、又は月単位で計算するものは、その最後の月の相応する日をもって期限満了日とする。当月に相応する日のないものは、当月の最後の日をもって期限満了日とする。

期限満了日が法定祝休日であるときは、祝休日の後の第一業務日をもって期限満了日とする。

第九条 権利の回復と期限の延長

当事者の不可抗力による事由により本細則に規定する期限又は国家知識産権局の指定する期限を徒過し、その権利を喪失した場合には、障害の除去された日より二ヶ月以内、但し遅くとも期限満了日より2年以内に、国家知識産権局に対しその理由を説明し、かつ関連証明文書を添付して、その権利の回復を請求することができる。

当事者が正当な理由により本細則に規定する期限又は国家知識産権局の指定する期限を徒過し、その権利を喪失した場合には、国家知識産権局の通知を受領した日より二ヶ月以内に、国家知識産権局に対しその理由を説明し、その権利の回復を請求することができる。

当事者が国家知識産権局の指定する期限の延長を請求するときは、当該期限の満了前に、国家知識産権局にその理由を説明し、かつ関連手続を行わなくてはならない。

条例に規定される期限の延長を請求することはできない。

第十条 共有

配置図設計が二以上の単位又は個人の合作により創作されたものであるときは、創作者は共同で配置図設計の登記を申請しなければならない。契約に約定のあるときは、その約定に従う。

共有の配置図設計専有権に関しては、各共同配置図設計権利人は、他の配置図設計権利人の同意を得ていない状況下においては、その所有する一部の権利の譲渡、質権の設定又は他人に対して独占的許諾契約若しくは排他的許諾契約の締結をしてはならない。

第十一条 外国人に対する専有権の譲渡

中国の単位又は個人が外国人に配置図設計専有権を譲渡する場合には、国家知識産権局

において譲渡登記を行うときに、国務院関連主管部門のその譲渡を許可する証明文書を提出しなければならない。

配置図設計専有権に移転が発生するときは、当事者は関連証明文書又は法律文書をもって、国家知識産権局にて記載項目の変更手続を行わなければならない。

第二章 配置図設計登記の申請と審査

第十二条 申請文書

書面形式により配置図設計の登記を申請するときは、国家知識産権局に対し配置図設計登記申請表一式二部及び配置図設計の複製又は図面一部を提出しなければならない。

国家知識産権局の規定するその他の形式により配置図設計の登記を申請するときは、規定の要求に合致していなければならない。

申請者が専利代理機構に委託して国家知識産権局の配置図設計の登記及びその他の手続処理するときは、同時に委任状を提出し、委託権限を明記しなければならない。

申請人が二名以上でかつ専利代理機構に委託していない場合は、申請表に別途声明を行うほか、申請表において第一申請者を代表として明示しなければならない。

第十三条 申請表

配置図設計申請表には、以下に掲げる各事項を明記しなければならない。

- (一) 申請者の氏名又は名称、住所又は居住地
- (二) 申請人の国籍
- (三) 配置図設計の名称
- (四) 配置図設計創作者の氏名又は名称
- (五) 配置図設計の創作完成日
- (六) 当該配置図設計が使用される集積回路の分類
- (七) 申請人が専利代理機構に委託するときは、関連事項を明記しなければならない。

申請人が専利代理機構に委託しないときは、その連絡担当者の氏名、住所、郵便番号及び連絡先電話番号

(八) 配置図設計に条例第十七条にいうところの商業利用行為のあるときは、当該行為の発生日

(九) 配置図設計登記申請に秘密情報のあるときは、当該秘密情報の記述を含む図面の複製又は図面のページ番号と総ページ数

- (一〇) 申請人又は専利代理機構の署名又は捺印
- (一一) 申請文書のリスト
- (一二) 付属文書及びサンプルのリスト
- (一三) その他明記しなければならない事項

第十四条 複製又は図面

条例第十六条の規定に基づき提出された配置図設計の副本又は図面は、以下に掲げる要件を満たさなければならない。

(一) 複製又は図面の書類は、少なくとも当該配置図設計を使用して生産される集積回路の20倍以上に拡大したものであること。申請者は当該複製又は図面の電子媒体を同時に提出することができる。電子媒体による複製又は図面を提出する場合は、当該配置図設計のすべての情報を含むものとし、かつ文書のデータ形式を明記しなければならない。

(二) 複製又は図面の書類が大量であるときは、通し番号を付し、目録を添付しなければならない。

(三) 複製又は図面には A4 規格の用紙を使用しなければならない、A4 より大きい場合は、A4 規格になるように折り畳まなければならない。

(四) 複製又は図面には文字による簡単な説明を添付し、当該集積回路配置図設計の構成、技術、機能及びその他説明の必要な事項を説明することができる。

第十五条 秘密保持情報に関する申請

配置図設計が申請日前に商業利用に投じられていないときは、当該配置図設計の登記申請には秘密保持情報を含むことができるが、その割合は多くとも集積回路配置図設計の総面積の 50%を超えてはならない。秘密保持情報の記載のある複製又は図面のページ番号及び総ページ数は、配置図設計登記の申請表中に記入したものと一致していなければならない。

配置図設計登記申請に秘密保持情報のあるものは、秘密情報の記載のある複製又は図面の書類を別途秘密保持文書袋に入れて提出しなければならない。権利侵害訴訟又は行政処理手続で必要な場合を除き、何人も当該秘密保持情報を査閲又は複製してはならない。

第十六条 集積回路のサンプル

配置図設計が申請日前に既に商業利用に投じられているときは、登記申請時に 4 点の当該配置図設計を含む集積回路のサンプルを提出しなければならない、かつ以下に掲げる要件を満たしていなければならない。

(一) 提出する 4 点の集積回路サンプルは、損壊を受けないことを保証できる専用の器具に載置され、かつ国家知識産権局が統一的に制定した表を記入して添付しなければならない。

(二) 器具の表面には申請者の氏名、申請番号及び集積回路の名称を明記しなければならない。

(三) 器具中の集積回路サンプルは適切な方式で固定され、損壊があってはならず、かつ乾燥器の中で少なくとも 10 年の保存に耐えるものでなければならない。

第十七条 受理しない申請

配置図設計の登記申請に以下に掲げる状況のあるときは、国家知識産権局は受理せず、かつ申請人に通知する。

(一) 配置図設計登記申請表、配置図設計の複製若しくは図面を提出していない場合又は既に商業利用に投じられているにもかかわらず集積回路のサンプルを提出していない場合又は提出した上述の各項が一致しないもの。

(二) 外国申請人の所属国が中国と配置図設計保護に関する協議を締結していない場合又は中国とともに関連する国際条約に参加していない場合。

(三) (申請に係る) 配置図設計が条例第 12 条に規定する保護を与えられないものに属する場合。

(四) (申請に係る) 配置図設計が条例第 17 条に規定するで登記しないものに属する場合。

(五) 申請文書の中で中国語を使用していないもの。

(六) 申請類別が不明確又はその属する配置図設計の確定が困難なもの。

(七) 規定に則り代理機構に委託していないもの。

(八) 配置図設計登記申請表の記入が完全でないもの。

第十八条 文書の補正と修正

本細則第十七条の規定により受理されない場合を除き、申請文書が依然として条例及び本細則の規定の条件を満たしていないときは、申請者は国家知識産権局の審査意見通知を受領した日より2ヶ月以内に補正をしなければならない。補正は審査意見通知書の要求に基づいて行わなければならない。期限を過ぎても回答のない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

申請人が国家知識産権局の審査意見による補正後も、依然として申請文書が条例及び本細則の規定を満たさないときは、国家知識産権局は拒絶の決定を行う。

国家知識産権局は、配置図設計の申請文書中の文字及び符号の明らかな誤記を自から修正することができる。国家知識産権局が自から修正したときは、申請者に通知しなければならない。

第十九条 申請の拒絶

本細則第十八条第二項に別途規定がある場合を除き、登記の申請された配置図設計に以下に掲げる各項の状況の一があるときは、国家知識産権局は拒絶の決定を行い、その依拠した理由を明記しなければならない。

- (一) 明らかに条例第二条第(一)、(二)項の規定を満たさないもの。
- (二) 明らかに条例第五条の規定を満たさないもの。

第二十条 配置図設計専有権の発生

配置図設計登記申請を経て、初歩審査において拒絶理由が発見されなかったときは、国家知識産権局は配置図設計の登記証書を発行し、かつ国家知識産権局のインターネットウェブサイト及び中国知識産権報上にて公告しなければならない。配置図設計専有権は申請日より発生する。

第二十一条 登記証書

国家知識産権局の発行する配置図設計登記証書には、以下に掲げる各項を含むものとする。

- (一) 配置図設計権利者の氏名又は名称及び住所
- (二) 配置図設計の名称
- (三) 配置図設計が申請日より前に既に商業利用に投じられている場合は、最初に商業利用に投じられた日
- (四) 配置図設計の申請日及び創作の完成日
- (五) 配置図設計の登記証書発行日
- (六) 配置図設計の登記番号
- (七) 国家知識産権局の捺印及び責任者の署名

第二十二条 訂正

国家知識産権局は配置図設計の公告の中に生じている誤りについては、発見したらすみやかに訂正し、かつその訂正を公告しなければならない。

第三章 配置図設計登記申請の復審、再議及び専有権の取消

第二十三条 復審及び取消を行う機関

国家知識産権局専利復審委員会（以下「専利復審委員会」という。）は、国家知識産権局の配置図設計登記申請の拒絶決定を不服として提出された復審の請求の審査に責を負い、また配置図設計専有権の取消案件の審査につき責を負う。

第二十四条 復審の請求

専利復審委員会に対し復審を請求する場合は、復審請求書を提出し、理由を説明しなければならない。必要な時はさらに関連する証拠を添付しなければならない。復審請求書が条例第十九条の関連規定に満たさないときは、専利復審委員会は受理しない。

復審請求が規定の様式を満たさないときは、復審請求者は専利復審委員会の指定する期限までに補正をしなければならない。期限が満了しても補正されないものは、該復審請求は提出されなかったものとみなす。

第二十五条 復審手続における文書の修正

復審請求者が復審請求を提出したとき又は専利復審委員会の復審通知書に対して回答をしたときは、配置図設計の申請文書を修正することができる。但し、修正は拒絶の決定又は復審通知書の指摘する欠陥の解消のためのものに限られる。

修正の申請書類は一式二部提出しなければならない。

第二十六条 復審決定

専利復審委員会は審査の後、配置図設計の登記申請の復審請求が条例又は本細則の関連規定を満たさないと認めるときは、復審請求人に通知し、指定の期限内に意見の陳述を求めなければならない。期限が満了しても回答のない場合は、当該復審請求は取り下げられたものとみなす。意見の陳述又は修正を経た後、専利復審委員会が当該申請が依然として条例及び本細則の関連規定に合致しないと認めるときは、原拒絶決定を維持する復審決定を行う。

専利復審委員会は復審の後、原拒絶決定が条例及び本細則の規定を満たさないと認めるとき又は修正された後の申請文書が原拒絶決定で指摘した欠陥を解消していると認めるときは、原拒絶決定を取り消し、原審査部門に当該申請に対して登記及び公告をすることを通知しなければならない。

専利復審委員会の復審決定は、復審決定の理由を明記し、配置図設計登記申請者に通知しなければならない。

第二十七条 復審請求の取下げ

復審請求者は専利復審委員会が決定を行う前に、その復審請求を取り下げることができる。

復審請求者が専利委員会が決定を行う前にその復審請求を取り下げたときは、復審手続は終了する。

第二十八条 再議請求

当事者が国家知識産権局の行う以下に掲げる具体的な行政行為に不服、又は争議のある場合は、国家知識産権局行政再議部門に再議の申立てを行うことができる。

（一）配置図設計の申請が受理されない場合。

- (二) 配置図設計の申請が取り下げとみなされた場合。
- (三) 関係する権利の回復請求が許可されなかった場合。
- (四) その他、当事者の合法的な権益を侵害する具体的な行政行為。

第二十九条 取消手続

配置図設計の登記公告の後、登記された配置図設計専有権が、集積回路配置図設計保護条例第二条第(一)、(二)項、第三条、第四条、第五条、第十二条又は第十七条の規定に合致しないことが発見された場合は、専利復審委員会は当該配置図設計専有権を取り消す。

配置図設計専有権を取り消す場合は、まず当該配置図設計権利者に通知し、指定する期限内に意見の陳述を求めなければならない。期限が満了しても回答のないときであっても、専利復審委員会の配置図設計専有権を取り消す決定に影響しない。

専利復審委員会による配置図設計専有権を取り消す決定は、その依拠した理由を明記し、かつ当該配置図設計権利者に通知しなければならない。

第三十条 取消決定の公告

専利復審委員会の配置図設計専有権を取り消す決定に対して、規定の期限までに人民法院に対し提訴がない場合、又は人民法院が専利復審委員会の配置図設計専有権取消決定を維持する判決の効力が発生した後に、国家知識産権局は当該配置図設計専有権を取り消す決定を国家知識産権局のインターネットウェブサイト及び中国知識産権報上において公告しなければならない。

取り消された配置図設計専有権は、始めから存在しなかったものとみなす。

第四章 配置図設計専有権の保護

第三十一条 配置図設計専有権の放棄

配置図設計権利者はその配置図設計専有権の保護期間が満了する前に、国家知識産権局に書面にて当該専有権を放棄する声明を提出することができる。

配置図設計専有権が既に他人に実施許諾されている場合又は既に質権が設定されている場合は、当該配置図設計専有権の放棄は被許諾人又は質権者の同意を得なければならない。

配置図設計専有権の放棄は国家知識産権局により登記及び公告されなければならない。

第三十二条 国家知識産権局が権利侵害紛争案件を受理する条件

条例第三十一条の規定に基づき国家知識産権局に配置図設計専有権の権利侵害紛争の処理を請求する場合は、以下に掲げる条件を満たさなければならない。

- (一) 当該配置図設計が既に登記、公告されていること。
- (二) 請求者が配置図設計権利者又は当該権利侵害紛争に直接利害関係を有する単位又は個人であること。
- (三) 明確な被請求者が存在すること。
- (四) 明確な請求事項及び具体的事実、理由が存在すること。
- (五) 当事者のいずれの一方も当該侵害紛争を人民法院に対し提訴していないこと。

第三十三条 関連手続の中止及び回復

当事者が配置図設計申請権又は配置図設計専有権の帰属につきいて発生した紛争を原

因として、既に人民法院にて提訴している場合は、国家知識産権局に関連手続の中止を請求することができる。

前項の規定に基づき関連手続の中止を請求する場合は、国家知識産権局に対し請求書を提出し、かつ人民法院の関連する受理文書の副本を添付しなければならない。

人民法院の行った判決の効力が発生した後、当事者は国家知識産権局に対し関連手続の回復にかかる手続を行わなければならない。中止を請求した日より1年以内に、関連配置図設計申請権又は配置図設計専有権の帰属の紛争が結審せず、引き続き関連手続を中止する必要がある場合は、請求者は期限内に中止を延長する請求を行わなければならない。延長の請求がなく期間が満了した場合は、国家知識産権局は自ら関連手続を回復する。

人民法院が民事案件の審理中に配置図設計専有権に対し保全措置を適用する裁定を行うときは、国家知識産権局はその執行に協力する際に、保全される配置図設計専有権の関連手続を中止する。保全期限が満了しても、人民法院が保全措置を継続する裁定を行わない場合は、国家知識産権局は自ら関連手続を回復する。

第五章 費用

第三十四条 納付すべき費用

国家知識産権局に配置図設計の登記及びその他の手続を申請するときは、以下に掲げる費用を納付しなければならない。

- (一) 配置図設計登記費
- (二) 記載事項変更手続費、期限延長請求費、権利回復請求費
- (三) 復審請求費
- (四) 非自発的（強制）許諾の許諾請求費、非自発的（強制）許諾使用料及の裁決請求費

前項に掲げる各種の費用の金額は、国務院価格管理部門が国家知識産権局と共同で別途規定する。

第三十五条 費用納付手続

条例及び本細則の規定する各種の費用は、直接国家知識産権局に納付することができ、郵便局又は銀行を通じ送金することもできる、又は国家知識産権局の規定するその他の方式により納付することもできる。

郵便局又は銀行を通じ送金するときは、国家知識産権局に送付する送金証書上に少なくとも正確な申請番号及び納付した費用の名称を明記しなければならない。本項の規定に合致しないものは、費用納付手続が行われていないものとみなす。

直接国家知識産権局に費用を納付する場合は、納付当日を費用納付日とする。郵便局の送金方式により費用を納付する場合は、郵便局より送金された際の消印日を費用納付日とする。銀行送金の方式により費用を納付する場合は、銀行が実際に送金した日を費用納付日とする。但し、送金日から国家知識産権局の受領日までの期間が15日を超えた場合は、郵便局又は銀行が証明提出する場合を除き、国家知識産権局が受領した日を費用納付日とする。

配置図設計登記費用を過納した場合、重複して納付した場合、又は誤納した場合には、当事者は国家知識産権局に返納の請求をすることができる。但し、当該請求は費用納付日より1年以内に提出されなければならない。

第三十六条 費用納付期限

申請人は受理通知書を受領した後 2 ヶ月以内に配置図設計登記費を納付しなければならない。期限が満了しても納付していない場合又は納付額が不足している場合には、その申請は取り下げられたものとみなす。

当事者が権利の回復又は復審を請求するときは、条例及び本細則の規定する関係期限内に費用を納付しなければならない。期限が満了しても納付されない場合又は納付額が不足している場合は、請求は提出されなかったものとみなす。

記載事項変更手数料、非自発的（強制）許諾の請求費、非自発的許諾使用料裁決請求費は、請求を提出した日より 1 ヶ月以内に納付しなければならない。期限延長請求費は相応する期限の満了前に納付しなければならない。期限が満了しても納付のない場合又は納付額が不足している場合は、請求は提出されなかったものとみなす。

第六章 附則

第三十七条 配置図設計登記簿

国家知識産権局は配置図設計登記簿を設け、以下に掲げる事項を登記する。

- (一) 配置図設計権利人の氏名又は名称、国籍、住所及びその変更事項
- (二) 配置図設計の登記
- (三) 配置図設計専有権の移転及び継承
- (四) 配置図設計専有権の放棄
- (五) 配置図設計専有権の質権設定、保全及びその解除
- (六) 配置図設計専有権の取消
- (七) 配置図設計専有権の終了
- (八) 配置図設計専有権の回復
- (九) 配置図設計専有権を実施する非自発的（強制）許諾

第三十八条 配置図設計の公告

国家知識産権局は定期的に国家知識産権局のインターネットウェブサイト及び中国知識産権報において配置図設計登記の公報を掲載し、以下に掲げる内容を公布又は公告する。

- (一) 配置図設計登記簿に記載される記載事項
- (二) 住所不明の当事者への通知
- (三) 国家知識産権局の行った訂正
- (四) その他の関連事項

第三十九条 公衆の査閲と複製

配置図設計登記の公告の後、公衆は当該配置図設計登記簿の査閲、又は国家知識産権局に登記簿の副本の提供を請求することができる。公衆はまた、当該配置図設計の複製又は図面の書類の査閲を請求することができる。

本細則第十四条でいうところの電子媒体による複製又は図面は、権利侵害訴訟又は行政処分手続の必要である場合を除き、何人も査閲又は複製することはできない。

第四十条 失効文書の処理

配置図設計の登記申請が取り下げられた場合、取り下げとみなす場合又は拒絶された場

合、及び、配置図設計専有権が声明により放棄された場合、取り消された場合、又は終了した場合は、当該配置図設計の申請又は配置図設計専有権に関する文書は、当該申請が失効又は当該専有権が失効した日より3年が経過した後は保存しない。

第四十一条 文書の郵送

国家知識産権局に対し申請又は配置図設計専有権に関する文書を郵送する場合には、書留郵便を使用しなければならない。一件の郵便物には同一申請の文書のみを同封しなければならない。電子媒体による複製又は図面及び集積回路サンプルの郵送方式は、その郵送の過程において損壊を受けないことを保証するものでなければならない。

第四十二条 本細則の解釈

本細則は国家知識産権局が解釈の責を負う。

第四十三条 本細則の実施日

本細則は2001年10月1日より施行する。